

# 商工会かわら版

NO 17号 令和2年 12月

●飯南町商工会 TEL:76-2118・FAX:76-2955

支援センター TEL:72-0907・FAX:72-1239  
HP <http://iinan.shoko-shimane.or.jp/>  
Facebook [ja-jp.facebook.com/iinanshoko/](https://www.facebook.com/iinanshoko/)

## ★R2年度の税制改正について

- ①基礎控除は48万円となりました。  
●現行 38万円 → 改正後 48万円
- ②青色申告特別控除が（65万円・55万円）  
に変更になりました。  
（申告方法によって青色特別控除が違います。）

申告書・決算書類を 税務署へ申告する場合	青色申告特 別控除額
●e-Tax（電子申告等）	65万円
●紙による提出（持込・郵送）	55万円

※商工会では青色申告者の皆さまが65万円の青色申告特別控除が受けられるよう期限内申告を目指します。（e-Taxでの送信）  
確定申告に関する資料については期限厳守でお願いいたします。

【資料提出期限 令和3年1月31日】

## ★確定申告時に必要となる資料

確定申告では下記の証明書が必要となります。大切に保管して頂きますよう宜しくお願いします。

- ①各種証明書  
国民年金・生命保険・地震保険・小規模企業共済等の控除証明書
- ②支払額の確認（証明）  
国民健康保険・建設国民健康保険等
- ③源泉徴収票等  
事業所得以外の収入（年金、給与等）

## ★年末調整事務は終わりましたか？

12月の給与は年末調整をしなければなりません。また、年末調整後は税務署に申告・納付が必要です。

### 源泉所得税の納付期限

- ①納期特例の承認を受けていない方  
→令和3年1月12日（火）
- ②納期特例の承認を受けている方  
→令和3年1月20日（水）

### 法定調書の提出期限は・・・

→令和3年2月1日（月）

※税理士さん等への報酬は、支払い調書の提出が必要です。→令和3年2月1日（月）

## ★持続化給付金（国）、応援金（町）の申請期限が近づいています

新型コロナウイルスの影響により売上が減少している事業者が対象です。

### ◆持続化給付金

【申請期限 令和3年1月15日】

- ①対象要件  
ひと月の売上が前年同月比で50%以上減少
- ②給付額（上限額）  
法人は200万円、個人事業者は100万円
- ③対象となる月  
R2年1月～R2年12月までの間
- ④申請方法  
持続化給付金のホームページから申請

### ◆飯南町コロナウイルス対策応援金（第3弾）

【申請期限 令和2年12月28日】

- ①対象要件
    - ・R2年3月～8月間の内、連続した3カ月の合計売上が150万円以上減少。
    - ・町税等の滞納がないこと。
  - ②給付額  
減少額に応じて30万円～300万円
- 対象になっていないか、  
今一度ご確認ください。